

揖斐川町スポーツ・文化活動優秀者激励金等交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、町のスポーツ活動及び文化活動の振興・発展に寄与することを目的に、町内在住者（住民登録者）又は町内を活動の拠点とする団体等で、成績が優秀であると町が認めるものに対し激励金及び激励記念品（以下「激励金等」という。）を交付するため、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 激励金等交付の対象者は次に掲げる要件に該当する団体又は個人とする。

- (1) 小学生の団体又は個人 スポーツ少年団大会、（公財）日本スポーツ協会が主催する大会、各種文化関係団体が主催する大会又は（公財）日本スポーツ協会に加盟している団体、（公財）日本オリンピック委員会若しくは（公財）日本オリンピック委員会に加盟している団体が主催する大会で、対象基準の成績を予選大会で収め、県大会以上の規模の大会に出場する団体又は個人
- (2) 中学生の団体又は個人 中学校体育連盟、（公財）日本スポーツ協会が主催する大会、各種文化関係団体が主催する大会又は（公財）日本スポーツ協会に加盟している団体、（公財）日本オリンピック委員会若しくは（公財）日本オリンピック委員会に加盟している団体が主催している大会で、対象基準の成績を予選大会で収め、東海大会以上の規模の大会に出場する団体又は個人
- (3) 高校生の団体又は個人 高等学校体育連盟、（公財）日本スポーツ協会が主催する大会、各種文化関係団体が主催する大会又は（公財）日本スポーツ協会に加盟している団体、（公財）日本オリンピック委員会若しくは（公財）日本オリンピック委員会に加盟している団体が主催する大会で、対象基準の成績を予選大会で収め、東海大会以上の規模の大会に出場する団体又は個人
- (4) 一般の団体又は個人 国民スポーツ大会、（公財）日本スポーツ協会が主催する大会、各種文化関係団体が主催する大会又は（公財）日本スポーツ協会に加盟している団体、（公財）日本オリンピック委員会若しくは（公財）日本オリンピック委員会に加盟している団体が主催する大会で、対象基準の成績を予選大会で収め、東海大会以上の規模の大会に出場する団体又は個人
- (5) 前各号に該当しない団体又は協会等が主催する大会で、対象基準以上の成績を予選大会で収め、前各号に定める大会以上の規模の大会出場する団体又は個人。ただし、交付は年度内1回に限るものとする。

(6) その他 町長が特別に認めた団体又は個人

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象外とする。

(1) 申請者が出場大会登録メンバーでない場合

(2) 揖斐川町以外の市町村、県又は教育委員会から、当該大会への助成及び激励金の交付を既に受けている場合、又は交付が予定されている場合

(3) 激励金の交付を受けた同一予選大会において、更に別の上位大会等へ進出した場合

(激励金等の額)

第3条 激励金等の額は、別表に掲げる区分に応じ、同表に定める金額を予選の範囲内で支給するものとする。

(交付の申請)

第4条 激励金等の対象となると思われる団体又は個人は、事前に揖斐川町スポーツ・文化活動優秀者激励金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会社会教育課へ提出することとする。

(1) 予選大会の結果が明記してあるもの

(2) 予選大会を経て、出場する大会の実施要項等

(3) 選抜チームの場合は、選考会の結果等が分かる書類

(4) 出場大会登録メンバー表等、申請者が大会登録メンバーであることが分かる書類

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、その結果を揖斐川町スポーツ・文化活動優秀者激励金等交付申請結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。なお、交付の対象と認めた場合については予算の範囲内において激励金等の交付を決定し、申請者に対し交付する。

(交付の方法)

第6条 激励会開催時に現金により交付するものとする。ただし、申請者がやむを得ず激励会を欠席する場合は別途協議の上、交付する。

(実績報告)

第7条 交付の対象者は、出場した大会結果を揖斐川町スポーツ・文化活動優秀者激励金等交付実績報告書（様式第3号）にて報告することとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、激励金等の交付に関して必要な事項は、町等と協議の上、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

区分			金額（円）	
国際大会	オリンピック競技大会		別途協議	
	世界選手権大会		別途協議	
	アジア大会その他の国際大会		別途協議	
全国大会	各種スポーツ協会・文化協会が主催する全国大会	個人の場合	1人につき 10,000円	
		団体の場合	5人以上	1団体につき 50,000円
			5人未満	1人につき 10,000円
東海大会	各種スポーツ協会・文化協会が主催する東海大会	個人の場合	1人につき 5,000円	
		団体の場合	5人以上	1団体につき 25,000円
			5人未満	1人につき 5,000円
県大会	各種スポーツ協会・文化協会が主催する県大会	個人の場合	1人につき 2,000円～3,000円程度の激励金等	
		団体の場合	5人以上	1団体につき 10,000円～15,000円程度の激励金等
			5人未満	1人につき 2,000円～3,000円程度の激励金等